

第四十八回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 十 二 号

昭和四十年三月二十六日(金曜日)委員会において、次の通り小委員及び小委員長を選任した。

学校警備員小委員

上村千一郎君 大石 八治君
熊谷 義雄君 松山千恵子君
南 好雄君 八木 徹雄君
川崎 寛治君 長谷川正三君
三木 喜夫君 鈴木 一君
学校警備員小委員長 南 好雄君

昭和四十年三月二十六日(金曜日)

午前十一時四十一分開議

出席委員

委員長 渡海元三郎君
理事 上村千一郎君 理事 小澤佐重喜君
理事 坂田 道太君 理事 南 好雄君
理事 八木 徹雄君 理事 二宮 武夫君
理事 山中 吾郎君 理事 熊谷 義雄君
理事 大石 八治君 理事 床次 徳二君
理事 谷川 和穂君 理事 松田竹千代君
理事 橋本龍太郎君 理事 川崎 寛治君
理事 松山千恵子君 理事 前田榮之助君
理事 長谷川正三君 理事 鈴木 一君
出席國務大臣 文部 大臣 愛知 揆一君

出席政府委員

大蔵事務官 江守堅太郎君
(国有財産局長)
文部事務官 西田 剛君
(文部官房長)
文部事務官 前田 充明君
(体育局長)
委員外の出席者 大蔵事務官 小田村四郎君
(主計官)

第一類第六号

文教委員会議録第十二号 昭和四十年三月二十六日

文部事務官 諸沢 正道君
(体育局体育課長)

建設事務官 井上 義光君
(都市局参事官)

建設技官 森 堯夫君
(都市局公園緑地課長)

参考人 (オリンピック人 佐藤 朝生君
東京大会組織委員会事務次長)

専門員 田中 彰君

三月二十六日

委員和田博雄君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の名で委員に選任された。

委員柳田秀一君辞任につき、その補欠として和田博雄君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

小委員会設置並びに小委員及び小委員長選任の件

参考人出頭要求に関する件

オリンピック記念青少年総合センター法案(内閣提出第七四号)

○渡海委員長 これより会議を開きます。

小委員会設置に関する件についておはかりいたします。

学校警備員に関する調査のため、小委員十名よりなる学校警備員小委員会を設置したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡海委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置いたしました小委員会の小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長において指名することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡海委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは小委員に

上村千一郎君 大石 八治君
熊谷 義雄君 松山千恵子君
南 好雄君 八木 徹雄君
川崎 寛治君 長谷川正三君
三木 喜夫君 鈴木 一君

をそれぞれ小委員に指名し、小委員長には南好雄君を指名いたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可及び補欠選任等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡海委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○渡海委員長 次に、オリンピック記念青少年総合センター法案を議題といたします。

参考人出頭要求の件についておはかりいたします。

オリンピック記念青少年総合センター法案審査のため、本日、オリンピック東京大会組織委員会事務局事務次長佐藤朝生君を参考人として意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡海委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○渡海委員長 質疑の通告がありますので、これを許します。上村千一郎君。

○上村委員 オリンピック東京大会が昨年の秋開催されました。しかもこの大会がわが国にとりましてきわめて永久に記念さるべき世紀の祭典でありましたことは、公知の事実であります。それで国民特に青少年にとりましては、このきわめて成果のあがりました東京大会を永久に記念するとともに、わが国家の次代をになう青少年のために永久に記念すべき施設を残すとともに、これが成果を残していかなければならないと思うわけでございます。そういう意味からいたしますと、今回オリンピック記念青少年総合センターを設置するということの法案は、最も時宜に適したものであるという点で全幅の賛意を表する次第でございます。特に、その施設が、東京大会におきまして各国の若人たちのいこの場所であり、また交歓の場所であったというところに設置するわけでございますから、これは今後の青少年のいわば指導、修練、そういう意味におきまして最もかけがえない施設であろう、こういうふうに思う次第でございます。

法案の趣旨につきましては、きわめて時宜に適したものであると思いますが、その内容につきまして、少しく質問をいたしたいと思う次第でございます。

まず第一に、青少年の総合センターの設立の趣旨並びに青少年のための宿泊研修施設としてこれを用いるという御趣旨に対しまして、これが具体的な御方針、どういうふうな研修施設として使用されるのか、またどういう御方針で今後わが国の青少年の研修に充てようとするのか、その指導方

針、もつと端的に言いますと、その魂とも申すべきものを具体的に答えて貰いたいと思う次第でございます。

○愛知国務大臣 たいだいお話がございましたように、東京オリンピック大会というものを永久に記念したい、特に次代をになうわが国青少年のために最も有意義に活用をいたしますために、選手村を中心とした施設を総合センターとして、特殊法人として活用させていただきたいというのが御提案申し上げた趣旨でございますが、その中心になるスピリットとでも申しませうか、これはわが国の青少年の心身の健全な発達をはかるということを一番の根本にいたしておるわけでございまして、そのことがオリンピックが世界の注目の中においてあれだけの大成果をあげた、そういったような事実を背景にいたしまして、伸び伸びと青少年の諸君が心身ともに健全に育ち上がり、また、よき国民であると同時に、よりよき世界市民であるような心がまえを養ってまいらるために有効適切な施設として使いたいというわけでございまして、したがって、この特殊法人ができて上りました上は、国や地方公共団体、国の中でもいろいろの各省庁その他各方面の当局あるいは地方公共団体と協力いたしまして、健全な青少年の育成をやる、ついでには宿泊しながら研修を行なうということが一番意義があるのではなからうかと思うのでございまして、研修の前提として宿泊ということを特に考えましたのは、起床から就床まで、規律のある生活をする、このことによつて、ただ単に、肉体的な訓練だけではございませんで、精神的な鍛練をするということにも重点を置いてまいりたい、考え方の基本は概略ではございますが、そういう考え方で運営してまいりたいと思つておる次第でございます。

○上村委員 実は、今朝十時から文教の議員の方々とともに本件施設を視察いたしたわけでございまして、それでこの施設について青少年の心身の鍛練の場としようということ、しかも今後の鍛練の場が、共同の宿泊をいたして、そして鍛練をしていくということがいかに人格形成上に有効であるかということとは論をまかせません。このからだのほうの鍛練につきましては、その周辺にいろいろと利用すべき施設をも考えられますが、いわばこの本件施設内部におきましていろいろと鍛練の場と申しませうか、心身の鍛練の場といたしましては、いまの施設だけでは不十分という気がするの、各施設が宿泊に適しておるという点は確かでございますけれども、いろいろな懇談会をし、あるいは研究の場とするような適当な広場というものが少ないかと思うのでございまして、せつかくつくる施設でございまして、最もその目的を達するように配慮することが妥当かと思うわけであります。一体この施設につきまして、オリンピック選手村のすべての施設が本件の中に該当しておるのか、幾ぶんでも施設が、他の目的で使われるようになっておるのか、もしなつておるとすれば、その今後の処理については、どういふふうな話し合いになつておるのか、こういう点につきましてひとつお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 お話のように、私もといたしましては、こういう目的で運営していきたいと考えています以上は、できるだけ施設も広いことが望ましいわけでございまして、したがって現に考えております施設の中でも、研修等に当てるような施設をつくりたいと思つておりますが、同時に外部的には、東京都の所管になりますところの森林公園というものを、大いに総合的に活用させてもらいたいと考えておるわけであります。それからただいまお尋ねの中の具体的な点でございますが、今朝現地を御視察いたして非常にありがたく思つておるわけでございまして、このいゝゆる選手村の建物は、鉄筋コンクリートづくりの建物が十六棟あるわけでございまして、今回御提案申し上げております法律案におきましては、そのうちさしあたり十棟だけを青少年総合センターに国から出資してもらうことになつておるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、文部省の気持ち、考え方から申しますれば、率直に申しますと十六棟全部ほしいわけでございまして、しかしいろいろ政府内部の考え方等もございまして、さしあたり十棟の出資を受けることになりましたが、自余の分につきましても、われわれといたしましては早い機会に追加をして出資してもらいたいと考えておるわけでございまして、しかしそれにいたしまして、この十棟についてできるだけりっぱな管理運営をして、十分な実績をあげて、なるほどこれならばさらに拡充をしなければならぬということが各方面から正當に評価され、そして各方面からの御協力のもとに、まず残つた六棟も追加出資してもらうようになりたいたいと思ひます。さらに進んでは、これらの施設が中心になつて、さらに一そう将来雄大な計画ができれば、なお一そう望ましいことである、かように考えておりますが、とりあえずのところはまず十棟においてなし得る限りりっぱな運営をしてまいりたい、ここに最大の努力を傾注してまいりたい、かように考えておるわけでございまして。

○上村委員 大臣のお心持ち、御趣旨、よくわかるわけでございまして、十六棟あつて十棟がとりあえず本件施設に充當される。あとの六棟につきましては、できるだけ早い時期において、これが本件の施設に繰り入れられるようにお話をされておると承るわけでございまして、これは何か、早い時期といひましてもいろいろあるわけでございしますが、どんなお見通しととも、どういふような話し合いを大蔵当局とされておられるのか、この点につきましてひとつ明らかにしておいていただきたいと思つておるわけでございまして。

○愛知国務大臣 四十年度の予算やこれに関連する法律案のいろいろの審議の過程におきまして、大蔵省といたしましては大体五年間くらい様子を見てほしいという話でございまして、したがって私どももいたしましては、一応そういう話し合いに承知したと申しますか、了解を与えておるわけでありまして、その間におきましてりっぱな運営をしていく。さらに、希望をいへば、その期間は短縮してもらいたい、かように率直に考えておるわけでございまして。

○上村委員 そうすると、大体五年というのは最長期を意味しておる。要するに、五年以内の早い時期、こういうふうな理解しておいてよろしいかどうか、あらためてその点を伺ひたいと思ひます。

○愛知国務大臣 文部大臣としてはさうに期待をいたしておるわけでございまして。なお、その点につきましても、これは大蔵省の政府委員からも御答弁があるかと思ひますけれども、その点についてはわれわれの気持ちも相当いれてくれまして、この六棟については普通財産として引き続き取り扱う、そして大蔵省がどういふ計画でありますかにつきましては、大蔵省側から御答弁があるうかと思ひますけれども、使用する相手方に対しましては貸し付けをしてございまして、話がまとまつた場合には貸し付けをしてございまして、話があつた場合には貸し付けをしてございまして、これを何でも解約ができるように配慮をしてくれたのではなからうかと考えております。未来永劫に行政財産として特定のとこに所屬がえをしないということは、私どもの気持ちを相当理解してくれてゐる結果である、私はかように考えておるわけであります。それをよりどころにいたしまして私の希望としてはなるべくすみやかな機会に追加出資を求めたい、かように考えておるわけであります。

○上村委員 実は、施設といたしましては、青少年の心身の鍛練の場ということに相なりますれば、周囲の環境というものが非常に重要視されるかと思つております。それで今朝視察をいたしました結果におきましても、周囲の環境はきわめてよろしい場所である。しかもその中には、いわば精神力と申しませうか、オリンピックのかつての選手村であつたということは、今後の青少年の心身の鍛練の上に及ぼす影響は大きいと思つてございまして、それでその隣の六棟の使用法、あるいは今後これをどういふふうな本件の施設に充當していくかということは非常に重要視されるわけで

す。そういう意味におきまして大蔵御当局に対して、どういふふうな使用方法をするつもりであるのか、あるいは愛知文部大臣が先ほど御心境を漏らしたにあらまされたが、その辺に對してどういふお考えであるか、ひとつお尋ねしておきたいと思ひます。

○江守政府委員 大蔵省で考えておりますことは、六棟につきまして、国税庁に使用させる。お話しのように、青少年センターをここに作り出すことはまことにけつこうなことでございまして、私ももう手を上げて賛成をいたしておるものでございまして。ただあそこにはいろいろ施設を全部そういった目的に現在使つていただきますかどうかということにつきましては、また別の問題がございまして、大蔵省といたしましては国税庁の宿舎にぜひあれを当分の間使いたしたいということを考えたのでございまして。と申しますのは、御承知のとおり経済が非常に發展してまいりました、しかもそれが非常に東京に集中をしてきておる、したがって納税者の数あるいは法人の数というものが東京には非常にふえておるわけでございます。ところが税務署のほうの職員の数というものはそれに伴つてふやすことがなかなかできかねる現状でございまして。そのために東京府を中心といたしますところの東京国税局の課税というものが、ほかの局に比しますと、調査の密度その他がはなはだ手薄になつておる。このために課税の公平という観点から考えまして、ほかの地区の納税者に比しましてやや調査の内容などが低いというふうな点もございまして、しかも東京国税局と申しますのはわが国の租税収入の中の非常に大きな部分を占めておるところでございまして、租税収入の確保という観点からものはなはだ十分でない。そのためには何よりも職員を急速にふやさないければならぬということでございます。そのために地方から職員を急速に連れてまいる、そうして課税の調査その他について十分なることをやりたいということをお考えおるわけでございますが、さしあたりそれらの人々を入れる施設がございませ

せん。したがつてあそこ六棟の施設をそれに使ひまして、先ほど申しましたような目的を実現してまいりたいということで、先ほど大臣からお話がございしましたように、いろいろ文部、大蔵両当局の間でお話し合ひをいたしまして、そのようないかにいたしたいという御了解がついたのでございます。ただ私も国税庁のこういった宿舎に未来永劫使わせないことは毛頭考えておりません。さしあたり、いわば緊急の事態に對応いたしますために使つたということでございますので、そういった事態を緩和いたしますことが——たとへばそういった宿舎をほかに建てるといふようなことができませんようになりますならば、すぐにでも青少年センターのほうにこれをお渡ししたいというふうにお考えしております。

○上村委員 大蔵当局としてはそういうお考えがあるでしょう。その立場立場ではごもつともな点があるでしょうが、あそこがとにかく東京オリンピックの、しかも青少年のいわばいこの場所と申しましうか、あるいは世界的な交歓の場所です。そういう歴史的な場所になると思ひます。そうしてしかも次代になう青少年教育、鍛練というものを、国家として、民族として、これは非常に重要な性質を持つ、いわば考え方によつては代替性を持たぬ場所だといわれ得ると思ひます。そういう点から考えますならば、大蔵当局のいまの施設というものは、これは必要であらう。しかしこれは代替性を持つものであらうと思ひます。こういう点から考えた場合、ひとついま愛知文部大臣がおつしやつたような趣旨につきまして、大蔵当局は全面的にその真意に御協力を賜ふことを要望しておきたいと思ひます。

次に、こまかい点になりますが、この青少年総合センターに宿泊するといふものにつきましては、社会教育関係の団体を含んでおるのかどうか、あるいはそれに類する、要するに青少年以外の者もある程度これに宿泊をせよといふようなお考えがあるのかどうか、あるとすればどういふ關係になつてゐるかということにつきまして、お答え

いたしたいと思ひます。

○愛知国務大臣 この点につきましては、この法律案の第十九条に規定しておるわけでございますが、第一は、青少年のための宿泊、研修施設を設けようとする目的は、青少年関係の団体や、あるいは先ほどもちよつと申しましたが、関係官庁がその傘下の青少年を宿泊させて行ないます研修会、講習会あるいはそのための指導者の養成といったようなための研修活動に利用させたいと考えておるわけでありまして。

それから第二は、この特殊法人ができました場合、この法人みづからが青少年のための研修集会をやつたり講習会をしましたり、あるいはそのための指導者の養成の集会等を主催することなどが当然あるわけでございますが、それに必要な業務を行ないまして、この施設を当然活用いたしたいと考えてゐるわけでございます。

それから第三は、御質問をちよつと離れるかと思ひますけれども、先ほどもお尋ねのございましたことに関連いたしまして、図書室や展示室を新たに設けたいと考えております。このことは、東京大会はもちろんでございしますが、その他のオリムピックの競技大会についての内外の資料、図書、記録、映画あるいはスポーツ用具等を収集、整理、保存して青少年たちの利用に供したい、こういう施設をぜひこの中につくりたいと考えております。

それから第四としては、これらに付帯する業務を行なう。その中にはこのセンターの広報とかPRとかいふようなことも含まれるかと考えておるわけでありまして。

さらに第五には、施設に余裕がございました場合には、一般の利用に供することも考えておるわけでありまして。これは直ちにそこまで手を広げ得るかどうかは、今後の具体的な計画にも関連してまいりますが、たゞまゑといたしましては、この特殊法人の目標とするところに合致するようなものでございしますならば、一般の利用にも供するようないいたしたい、大体こいふふうな考え方で進め

たいとお考えおるわけでありまして。

○上村委員 私は、次の質問によりまして私の質問を終わりたい、こいふふうなわけでございしますが、まず第一に、この施設の運営その他いろいろのことに関連いたしまして特殊法人にいたしたという理由、それから、これがいろいろと運営の重要な機関でございしますところの評議員会でございしますか、この構成、並びに本法案を四月一日から施行をしなければ非常に困るといふような事情があれば、その具体的な理由、この点につきましてお尋ねをしておきたい。

○愛知国務大臣 まず第一に、特殊法人にする理由でございしますけれども、考え方といたしましては、こいふ施設でございしますから管理運営を國が直接行なうことも当然考えられる一つの考え方でございます。しかし、えてして國の直営にいたしますと弾力的な運営に欠けるおそれがあるのではなからうかということが一つ。この点につきましては、この法案をつくります場合に眞剣に検討した点でございします。また同時に、國の直営といふことになりまして、國家公務員をもつて組織しなければならぬと、公務員の相当の増員をしなければならぬといふ問題もございしますが、これは適當でなからうといふような点を考えたわけでありまして。それで、特殊法人として管理、運用いたしますれば、法律に基づいてこの設立の目的が適正、確實な運営が期せられると存じます。同時にまた比較的弾力的な運営ができれば、會計内容も明確にされるであらうと考えたわけでございます。また、先ほど申し上げておりますように、國のいろいろな各省庁あるいは地方公共団体と協力するといふ点から申しまして、一面、任意団体と申しますか、普通の財団といふようなことにするよりは、こいふ意味で公共的な力強い存在でもあり得る、こいふような点から特殊法人といたしたわけでございます。

それから評議員の問題でございしますが、先ほど申し出ておりますように、このセンターを適切か

つ効率的に運用するというためには、青少年団体はもちろん、スポーツ関係団体、あるいはさらに先ほども御指摘がありました、社会教育諸団体、こういったような関係者や各省庁との十分の意思の疎通をはかりながら運営をいたしたいと考えましたので、特に業務運営の適正を期する上に評議員というものをぜひ置いたほうが目的に沿うのではないかと考えたわけでございます。

そこで評議員にどういう人々を考えておるかというお尋ねでございましたが、たとえば、日本青年団協議会とかユースホステル協会という青少年団体がございまして、それから日本体育協会またはその傘下団体等のスポーツ団体がございまして、それから文部省をはじめといたしまして総理府その他関係の省庁がございまして、それからその他一般的に広くこうした趣旨に基づいて運営することになるいろいろな意見を求めるのに適當だと思われ、学識経験者といったような方々もおられると思いますが、要するに青年関係の団体、それから体育スポーツ関係、各省庁、それから一般の学識経験者、おおよそこの四つのカテゴリーの中から適當と思われる代表者または職員を文部大臣から御委嘱申し上げるということにいたしたいと考えておるわけでございます。

○渡海委員長 長谷川正三君。

○長谷川(正)委員 ただいま上村委員からいろいろ御質問がございまして、また、その中のお話にもございましてけれども、アジアにおきまして初めて開かれました昨年の秋のオリンピック東京大会を記念いたしまして、全世界の各国各民族の若人たちがつどい、また、いこい交歓の場所となつたあの代々木選手村の施設が、今後長く青少年のための宿泊、研修施設として活用されることを目的とするこの法案につきましては、これを原則的には非常に私も喜び、賛意を表したいと思つておりますけれども、それだけに、このオリンピック記念青少年総合センター設立の趣旨が将来にわたつて十分に生かされ、青少年をはじめ、国民の大きな期待に十分こたえ得るものとするために、万遺憾なきを期すために、慎重な審議をし、責任ある審議をすることが本委員会の任務である、こういう観点に立ちまして以下御質問を申し上げます。

○長谷川(正)委員 朝霞から代々木に変わったといういまお話でございましたが、その点は大体私も承知しておりますが、その点は私に承知してございましてわかりましたが、さらに、これはその後組織委員会の内部において討論されたものかもしれませんが、そのあとをどうするかというような問題についてはどういふような検討がされ、そうしてどういふような経過でこの法律案が提出されるまでに至つたか、森林公園の問題も含めましてひとつ経過を御説明いただきたいと思ひます。

それから四月一日からぜひ発足させていただきたいと思ひますのは、三月三十一日まではこの施設は全部大蔵省所管の国の普通財産になつておるわけでございます。ところがオリンピック組織委員会自体は六月まで続くのでありますけれども、予算上、管理上から申しますと、こういう実態的な仕事、特に予算は今年度で切れてしまふわけでございます。そこで大蔵省からの出資をぜひ四月一日にしたいと思ひますと、この膨大な施設の管理の責任者というものがなくなつてしまふという事務的な必要性も実はございまして、四月一日から特殊法人が全面的な責任を持ちまして、出資を受けたこの膨大な財産を管理するということで、責任体制を明確にしたい、かような考え方で、何とぞ四月一日に発足ができますように

過について、これは大蔵省の方があるいは組織委員会のほうの方か、あるいは双方から、概略でけつこうでございまして、まずその点を明らかにしていただきたいと思います。

○江守政府委員 代々木に選手村をつくりますまでは、いまお話しがございましたようにいろいろ複雑な経緯がございまして、御承知のとおり、当初オリンピックの選手村は朝霞にございまして、米軍に提供してございまして、桃手地区と申しておりますが、その地区を使うということで話が進んでおつたのでございまして、ところが、その後いろいろの関係から現在の代々木の地区に選手村を移したほうがいいということになりまして、たしか三十六年の十月だったと思ひますが、閣議の御決定もありまして、あそこ選手村を開くということになったわけでございまして。

○長谷川(正)委員 朝霞から代々木に変わったといういまお話でございましたが、その点は大体私も承知しておりますが、その点は私に承知してございましてわかりましたが、さらに、これはその後組織委員会の内部において討論されたものかもしれませんが、そのあとをどうするかというような問題についてはどういふような検討がされ、そうしてどういふような経過でこの法律案が提出されるまでに至つたか、森林公園の問題も含めましてひとつ経過を御説明いただきたいと思ひます。

○江守政府委員 代々木に選手村を移すということとを閣議でおきめいただきました際に、同時に、オリンピックが済んだあとにおいてあの選手村をどのように利用するかということも一部分あわせておきめをいただいたわけでございまして、その点は、選手村が解散したあとにおいては森林公園にするということをおきめたのでございまして。ただし、代々木の選手村は全体で約二十七万坪あるわけでございますが、そのうちの約二万五千坪というものは現在の屋内体育場になつておるところでございます。さらにやはり二万五千坪ばかりは、NHKがオリンピックの放送等との関連もございまして、現在も施設を向こうに移してやるという

ことで、現在すでにあつたその施設ができております。それで残りました地区につきまして、主として男子村に使ひました独立家屋がございまして、地区が約十七万坪ほどございまして、この地区は森林公園として東京都に貸す、そして残りました地区につきましては、BOQと称しておりました主として女子の宿泊した鉄筋コンクリートの十五棟ございまして、その地区でございまして、これにつきましては、森林公園からは除外してほかに利用するということでございまして、ただそれをどのような目的に利用するかということは、その当時においてはきめてございせん。その後オリンピック記念青少年総合センターというものをあつて使つたというお話が出てまいりましたが、それと相前後いたしまして非常に各方面からあの施設を利用したいというお申し出もあつたのでございまして。結論をいたしまして、先ほど来文部大臣のお話もございましたように、その主たる部分を青少年センターに政府が出資をいたしまして、残りの部分につきましては、税務行政の問題から、さしあたり貸し付けをいたしまして、独身宿舎として利用する、ただし、できるだけ早くその残りのものについても青少年センターに出資できるようにしたいというふうなことになると思ひます。現状でございまして。

○長谷川(正)委員 経過はよくわかりましたが、お話があつたかもしれないませんが、ちょっと聞き落としたら失礼ですが、いまのような検討をした機関は何ですか。

○江守政府委員 たまたま私の当時内閣審議室に参つておりましたが、オリンピック関係閣僚懇談会で最終的におきめをいただいたのでございまして。

○長谷川(正)委員 そこでいまのお話のうち、森林公園の部分についてはひとまずおくとしまして、先ほど上村委員からもある御意見の御開陳がございまして、私も非常な共感を覚えながら伺つておつたのでありますけれども、この東京オリンピックという非常に大きな一つの青年の祭典の場

所は、今後長く日本の青少年はもとより、これはやはり世界の青少年にとりまして一つの思い出の場所であり、また将来に向かって一そう平和な世界を築くためにも交換、交流の場所としてこれが生かされる、こういう趣旨であらうと思ひますので、その深くかつ大きい構想からいいますと、きょうも見てまいったわけでありまして、けれども、あすこにちやうど同じような形でそろっておるあの地区を、こま切れではないですが、分割して、そしてその一部を税務職員研修所ですかに使うというようにすることに對しまして、率直に言つて、私はなほ遺憾である。志といひますか、看板にうたうことはまことにりっぱでありながら、何といひみみちい態度であるか。もうそのこと自体青年の夢を最初からぶちこわしてしまふような考え方ではないか。これは大蔵省が管理している国有財産であるということ、それを文部省が青少年のために寄附してもらうように折衝した、そういうような実際の過程の中で、国税庁のほうの要求はそれとしてよくわかりました、さっきのお話はそれを否定するわけではありませんけれども、こういう一つの青少年の夢を結ぶような場所を安易に利用して一時しのぎをやるというこの態度について、私は非常に残念に思つておる。この問題については、さらにこれが充実に方向でいろいろ意見を申し述べて、一刻も早くこの法案を成立させたいという気持ちで一面あるわけですけれども、いま言つたような問題がまずまず先にひっかかりますので、この点についてもう一ぺん考え直すお考えはないか。これは文部大臣にもあるいは大蔵大臣にも伺いたいところでありまして、大蔵大臣は見ておられませんけれども、御見解を伺いたいと思ひます。

た、そうして出資というように形を他の分についてはやらぬで、普通財産として貸し付けておいて、他に方法がつか次第、総合センターの要望に沿いたいという気持ちでございますので、その点におきまして、事実上私どもとしても、これが事を運ぶ上での実際的な処理であるということでしたのであります。したがうして、今後におきましては、先ほど申上げましたように、まず十棟についてりっぱな運営をして、一面からいつて青少年の期待にこたえて、これならば一日もすみやかに総合センターを充実にやらなければならぬという環境のもとに、すみやかに全部がまたさらにそれ以上に拡大されて利用ができるようにいたしたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○長谷川(正)委員 文部大臣としてのお気持ちはわかりました、了解できないわけでもありませんけれども、何としても大蔵省がこういうことをする場合に、こういうような端のほうをちょっと欠いておくというやり方はどうも納得できない。ですから、この点について大蔵当局から聞きたい。

○長谷川(正)委員 緊急事態ということも、これまたそれ自体はわからないわけではないわけですが、けれども、どうもちやうどいぐあいなものがあつたからというやうな安易な気持ちで今回のこの法案の精神というものを何か一部よこしてしまふやうな気がしてならないので申し上げておるわけですが、けれども、文部大臣の御答弁で、とりあえずこの際出資を願う十棟についていろいろ充実にしたい、こういうお話でありますけれども、その十棟というものを区切つていろいろ計画をする場合と、あそこを十六棟全部を一つの単位として将来に向つての計画をする場合と、これからのいろいろな計画を立てる場合にやはりそこに多少差が出てこようかと思つた。そういう場合に、いまこの法案を通すために、それぞれわれわれを納得させるやうなことがあつても、現実になると、もつときびしい事態になるというやうなことも従来決してなかつたわけではなかつたかと思つた。そういう意味で、たとえば即刻これから取りかかるその十棟内のいろいろな建設計画や施設計画についても、常にその全部をひくるためのものが違はずセンターに繰り込まれるのだという構想のもとに計画が立てられていくということが私はたいへん大事だと思つた。その点を自信を持ってそうやっていくかどうか、この点についての御見解を承りたいと思ひます。

○愛知国務大臣 先ほどお答えいたしましたように、この考え方につきましては私も御同感でございます。しかし同時に、やはりいろいろの立場から實際的に早く処理をしていきたいということから、私といたしましては、先ほど申し上げましたように、大蔵省もずいぶんこれは配慮してもらつ

署の職員をそちらのほうに収容できるやうな努力もいたしたいと思ひますが、いづれにいたしましても、そういう緊急事態がなくなりまして、ほかで仕事ができる、あるいはそこで仕事をしなくてもいいというやうな事態になりましたらば、すみやかに青少年センターのほうに追加の出資をいたしたいというふうに考えております。

○前田政府委員 現在としては一応現在の中で計画をいたしておりますが、十棟になつた場合に非常に困つたやうな問題は、現在のところ私どもとしては何とかいけるやうなかと考えております。したがうして、現在の計画としては、体育館兼講堂のやうなものを、先ほどごらんいた

いたわけでございますが、食堂になる部分のさらに下のところ、道路に面したほう、あそこへつくりたいと思ひます。それから広場がやはり必要だと思つたのでございますが、広場はあの食堂の前のところ、もう一つ従来の女子寮のすぐ上のところに広場が一部ございまして、それを利用してやつていこう、そういうやうな考え方でございます。

でございますが、実は森林公園の運営等についても、東京都にも私からもお願いしておる筋がございますので、これをもあわせて総合的に運営したい。いま申し上げるのは早過ぎるかも知れませんが、たとえば近代美術館というものの移転ということも、現在の予算の上でも移転の準備調査費というものを一万ばかり組んでいただきたが、これなどについてもあわせてそういう面を考えていきたいと思っております。それから、十六棟は全部計画の対象にしたい。その関係からいまして、こちらの総合センターの評議員会にも大蔵省の方も入ってもらいたいと思ひますし、私の気持ちとすれば、国税庁の利用します場合も、われわれの計画が乱されるようなことのないように、こちらからも発言権を十分確保しておきたい。これは事実上の問題でございますけれども、そういう配慮をいたしたい。先ほど申しましたように、大蔵省のほうもだいたい話がわかってきてくれているようでございますから、それに乗りまして処理を進めていきたいと思ひます。

○長谷川(正)委員 文部大臣の御構想については、いま私の申し上げたことに明快な御答をいただきましたので、それでけっこうだと思ひますが、なおいま討論の時間でございますので、この点についての質問はこの程度にとどめまして、先へ進みたいと思ひます。

まずこの法案あるいはこの施設の名称をオリンピック記念青少年総合センター、こうなっておりますので、オリンピック記念ですから、スポーツというようなことばでも入るのではないかと思つたところが、スポーツということばを抜いて、もっと広い意味にしておると思うのですが、名は体をあらわすということなので、先ほど来これの趣旨なり事業の内容なりにそういうようなことも盛り込んでおるようないと思ひましたけれども、このオリンピック記念青少年総合センターという名称をつけるに至るまでの討論の経過と申しますか、いろいろの考え方が出たと思うのです。それを一応伺つておきたい。

○愛知国務大臣 これは確かに非常に長つたらしい名目でございますが、もっと端的にびしりというふうな名前がほしいというふうな考え方は私自身も持つておつたわけでございますが、「オリンピック記念」ということについては、申すまでもないことであると思ひます。それから「青少年」というのが、これはもちろん国民一般を対象に考えるべきでございますが、提案理由の説明にもございまして、特に東京オリンピック大会を契機にして、青少年の体立の向上あるいは精神面をあらわすのいろいろな意味の鍛錬というふうなことを意味して、「青少年」という字を特に掲げたわけでございます。それから「総合」というのは、これは裏から申しますと、文部省所管の特殊法人ということにこの案がなつておりますし、ぜひそうしていただきたいわけでございますけれども、文部省の善意によつてこれが利用されるようであつてはいいなという反省の気持ちを、実はここへ出しておるわけでございまして、たとえば社会教育にいたしましても、あるいはまた厚生省の御関係のいろいろの計画もありましたし、うし、そのほかいろいろの団体の用にも供したい。各省庁あるいは東京都はじめ地方公共団体の意向も十分総合してこれを活用させていきたいということ、これは文部省だけのセンターではございませぬということ、それから意味しているつもりなんです。そういうふうないろいろな配慮から少し長つたらしいなりましたけれども、「オリンピック記念」も、「青少年」も「総合」という意味にもこの案を御審議願ひます前提におきましてはぜひ苦勞いたしまして、てまえで言うことはおかしいのでありますが、苦心の作でありますことを御了解願ひたいと思ひます。

○長谷川(正)委員 御苦心の作であることはよくわかりましたが、ただ私、きょうあそこを見てきて、それからいままでの御説明を聞いておつて、あのセンターに国際性を持たせろという配慮があるのかないのか。この点はちょっと疑問に思つたのですけれども、外人向きにつくつてしまつたから何とか直して日本人向き、日本の青少年向きというふうな主点を置いておられるのか。国際的な青少年の交流というふうなものについても、相当配慮をして構想を立てられておられるのか、どうもその点がはっきりしないような気がいたしましたので、その点についての見解を伺ひたい。

○愛知国務大臣 これは国際性は当然入つてゐるわけでございまして。たとえばこしのいろいろなスポーツ関係の行事にいたしまして、たとえばサッカーの国際試合がこの秋に予定されておるわけでございまして。そういうような場合に、外国の選手が当然これの利用を希望されるんじゃないかと思ひますが、喜んでその期待に沿ひたい、かように考えております。

それから、実は案をつくります中でもいろいろの考え方がございまして、たとえば海外からの留学生が日本へ参りまして、これは落着いて勉強してもらつたために、宿舎の施設等は、御承知のようになっている具体的に考究いたしておるわけでございまして、適切な安住の地といふか、安定した住居に落ちつくまでの間、こういう施設が利用できるということも私としては考えてまいりたいと思ひます。これは第十九条の業務の内容から申しまして、その解釈に入る。運営上もそういう面にも広く目を開いてまいりたいと思つておるわけでございまして。

○長谷川(正)委員 国際性を持たせろということは、はっきりいたしました。これは実際問題として国内の利用ということも相当中心にもなりまして、うから、どの程度のどういふ施設にしていくなかというところについては今後十分御検討をいただきたいと思ひます。

それから次に、この法案の条文に沿つて少しお尋ねをしてみたいと思ふのですが、この資本金につきましては、財産を時価評価して出資金とするというふうになっておると思ふのでありますが、これは私、不勉強で申しわけありませんが、

評価委員が評価するということになっております。それはどういう機構でどういふ人がいつ評価を下すのか。あるいは、現在発足する場合にどの程度の資本金というふうに見積もられておるのか、その辺をお尋ねしたいと思ひます。

○前田政府委員 政令で定めたものによるわけでございまして、これはほかの前例等もたくさんございまして、それによつておりますが、その政令で定めたと思つております。その政令は評価委員は大蔵省の職員一名、文部省の職員一名、青少年総合センターの役員一名、学識経験者二名を文部大臣が選任して、その過半数によつて評価を決定いたしますこととしております。それから発足と同時にすぐそれをやるつもりで準備は一応進めております。

○長谷川(正)委員 これは数字の上で金額がきつちと出てくるわけですか。大体そうでございまして、どのくらいに見積もられてゐるのですか。

○江守政府委員 金額ではつきり出しまして、その額を出資するわけでございまして、それが幾らになるかというところは、これから評価をいたしましてきめるわけでございまして。でございまして、私どもが現在大体見当をつけておりますのは少し古い数字でございまして、昨年の秋ごろの評価によりまして、例の鉄筋の建つております地区全体の評価額が、建物と土地その他付属物を合算して八十五億くらいの見当をいたしております。したがしましてそのうち、今度の青少年センターに出資するべきものは、そのときの値段で約五十億くらいのものでないかと思ひますが、それはもちろん現在の時点の時価に算定し直すわけでございまして、大体昨年の秋ごろは五十億くらいの財産であつたということは申し上げることができると思ひます。

○長谷川(正)委員 いまの八十五億というのは全体ですね。そうすると十棟の地区が五十億という意味ですね。

○江守政府委員 そうでございまして。大体そうだとのことでございます。

○長谷川(正)委員 わかりました。

次に、理事長につきましては文部大臣が任命することになっておりまして、これにつきましてはとかくこういう外部的な機関なり機構ができる場合に、週刊誌等をにぎわすような事犯がよく出てくるわけでございますが、もうこれは、この法律が通りますとさう行なわれましますので、具体的な構想はまゝとおられると思いますが、個人名を出すことは別として、理事長選任について文部省のお考えを伺いたいと思います。

○愛知国務大臣 このセンターの設立の趣旨に照らしまして、期待に沿うような運営ができますような中心人物にふさわしい人をぜひ選任したいと考えておりますが、たとえば現在文部省の役人をしておられる方は考えておりません。

○長谷川(正)委員 これは素朴な質問で恐縮でございますが、第十四条でございますが、「青少年総合センターと理事長との利益が相反する事項」ということが書いてございますが、具体的にはどのような場合をさすのでございますか。

○諸沢説明員 非常にこまかいことでございますので、私から説明させていただきますが、具体的にこのようなケースが通例想像されるものではないのでありますが、たとえば理事長が所有している不動産をセンターが購入するというような場合があるとするれば、その場合はやはり理事長がセンターを代表するのではなくて、監事が代表するというほうが適切であろうということで、これは特殊法人の、こういう法律の場合、大抵例文として規定しておりますので、それにならったわけでございます。

○長谷川(正)委員 ありがとうございます。よくわかりました。

次に、評議員につきましては、先ほど上村委員の御質問に対する御答弁もございましたし、きょう配られた資料の中にもあげておるのでありますけれども、そこで一点伺いますが、十五人の評議員につきましては、なるべくセンターの設立の趣旨に基づきましてこれを利用し、あるいはこれを

運営するといえますか、そういった関係諸団体からというお考えのようで、例示があつておるのでありますけれども、たとえば昨年から労働団体等におきましてもその青年部が中心になって、全国的なスポーツ祭典というふうなものも行なわれるようになっております。また、その他の文化行事等もだんだんと出てきておると思いますが、そういう点について、評議員選任の際にどのように考慮をなさつておられるかどうか、この点について御質問を申し上げます。

○前田政府委員 ただいまお配りいたしました資料でも青年団協議会、ユースホステル、体協と、こういうふうな書いてございますが、労働団体はどうかということですが、実は私はまだそこまでは考えておらないので、いまお話しを伺つておるものですが、また労働団体という、さうでないような団体、さういうふうなものがある問題になってくると、なかなか十五人のワケの中にはめるといふことは困難じゃないかと思ひますので、さういう職能的なものではなくて、青年という集まり、労働団体に入つておる青年もあるわけですが、青年団という立場でつかまえたほうが全体の人数等から考えましても、ワケとしては楽じゃないかというふうなことで、いままでは私、さういふような考え方を持っております。

○長谷川(正)委員 従来、いままである、たとえばその競技場とか、さういふような場合に、さういふようなお考えできたことはわかるのですが、前向きに考えまして、たとえば総評とかあるいは中立労働とか、相当膨大な組合を擁し、相当多数の働く青年をかかえておるところが共同して、そして一つのスポーツならスポーツでまゝまりを持って、年間の文化的あるいはスポーツ的な祭典をなさるといふことも最近だんだん出てきておるわけですね。ですから、さういふ場合に、あそこをやはり利用したいということも出てくるんじゃないかと思ひます。したがって、前向きの意味では、さういふ方面からも評議員を入れるというふうな御配慮、少なくともさういふ御研究

をなさることも必要じゃないか、さういふふうに思ふので、特に日本の青少年のいろいろな層の意向が網羅されるような、さういふふうな配慮は当然必要じゃないかと思ひます。いままでの経過はわかりましたけれども、これから評議員を選ばる場合には、さういふ配慮をぜひしていただきたいものだといふふうに考えるのです。この点について再度お考えを、ひとつ前向きに御答弁を期待して質問を申し上げます。

○前田政府委員 お話のございましたことでございますから、もちろん検討はいたします。ただ、総評といふことはおっしゃつたんですが、非常に大きな団体なんです、職能的につかまえられるかどうか、その辺のつかまえ方の問題でございます。私どもは青年といふことを主体にして考えるわけでございます。ここでは青少年センターでございますので、青少年といふものを主体にして考えますので、労働団体というように、もちろん青少年も入つておられますけれども、年とつた方も入つておる。さういふのを一体どういふふうにして、しかも職能的な団体だと思ふのですが、さういふ方を評議員にするといふのはどうだろうかという感じがいたしておりますが、もちろん検討はさせていただきますのであります。

○長谷川(正)委員 これは討論の場でありませんから、これ以上は議論しようと思ひませんが、たとえば総評といふのは日本の労働組合の中の非常に大きなまとまりであることは御存じのとおりです。その青年部が、総評といふようなワケになるべく限らないように、いわゆる中立労働といふような他の団体、あるいはそのほかと広くワケを広げ、しかもさういふお世話役をするけれども、対象としては総評に別に組織づけられてないさういふ働く青年たちも対象にして、スポーツのさういふ問題については広い視野に立つた運動を起すといふようなことがいまの現状であります。さういふような際には、これは十分国民のものと

してこれが運営されるという立場からも、当然考慮を払つていいのではないかと思いますので、

せつかく、ひとつ御検討のほどを要望しておきます。

それから、先ほど来業務については、上村委員の御質問にも、かなり丁寧な御答弁もあつたように伺つておりますが、なお私、これの将来の運営の主体がどこにいくのか、あるいは事業の主体がどこにいくのかといふことについてちょっと疑問に思ひますので伺うのですが、この法律の条文の並べ方からいいますと、このセンター自体が主催をする青少年の心身の鍛練や研修、さういふことが中心になるような印象なのです。しかし、実際の運用から見ると、これは十九条の二項に書いてある、「一般の利用に供する」といふ部分が、相当大幅になるのではないかと気がいたします。

ので、これは方針としては、大休年間スケジュールを組んで、センターが主催する、もう一つは、文部省がかなりお考えになつておる青少年のいろいろの行事を次々にやるのが主体であつて、その間あいていたら、その他の趣旨に合う程度の団体なりに利用させる、さういふことなのか、それとも、センターが主体になつて計画する事業は、もちろんあるけれども、全体の流れとしては、いろいろなさういふ民間の団体なりが、できるだけ利用するのが主体なのか。その点の重点は、一体どういふふうにお考えになつておるか。その点が先ほど来の質疑を伺つておりましたも、どうもはっきりいたしませんので、その点をひとつ明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 この点は先ほど関連して御説明申し上げたのでありますけれども、第十九条の一に「宿泊研修施設を設置し、及び運営すること」とございまして、むしろ、いまお尋ねの後段と申しましようか、運営するといふことはさういふ施設の利用に供するといふ意味でございまして、これは法制的な用語としてもさういふ意味合いでございまして、そして、むしろ成案の過程におきましては、この特殊法人自体が主体的に行事をつくつて運営をするということが必要ではないのかと、そのほうを主体にしたほうがいいのではない

かという意見も実はあったのでございますけれども、この案はむしろ逆になっておるわけでございます。先ほどこの業務の第一に申し上げましたように、この施設を青少年関係団体や関係官庁がその傘下の青少年を宿泊せしめて行なう研修会、講習会やその他の指導者の養成等の研修活動に利用させることであります。申し上げましたのはこの第一項の説明でございます。これをひとつ有権的な解釈としていただきたいわけでありまして、

第二に、この法人がみずから計画するものも入ります。この申し上げたのでございますが、この趣旨はそういう点でございます。

○長谷川(正)委員 いまの大臣の御答弁でたいへん明確になりました。ありがとうございます。また、そういう運営ということで非常に私も賛成でございます。なお、この法案の条文と、それからこの間提案理由の説明をなされた際も第二というところで法人みずから云々とおっしゃったものであります。何かこれが第一の仕事なんだというふうには受け取れないでもないと思ひまして、いま御質問申し上げたのであります。いまの御答弁で明解になりましたので、この点はよくわかりました。

次に、先ほど文相の御答弁の中に森林公園についてもこの施設と緊密な連携をとった形で運営ができるように、と申しますか、そういうお話がございました。これはごもっともだと思ひましたし、また近代美術館、いま京橋にありまして問題になっておりますが、その問題の構想についても若干触れられましたが、そこで、センターそのものではありませぬけれども、センターの運営に関連して、非常に深い関係があらますので、森林公園について、これは直接は都のほうに移管と申しますか、貸し付けるといふのですか、その辺の管理上の経過がどうなっているのか、そのことも含めまして、オリンピック村の大部分の土地が森林公園になるようでありませぬけれども、これについて建設省当局としてはどういふような方針、どうい

うような指導をなさっておられるのか、また都とはどういふ関係に立たれるのか、この青少年センターとはどういふような連携をとっていかれようとしておられるのか、それらの点につきまして御質問を申し上げます。

○井上説明員 この代々木公園につきましては、実は東京都内等につきましては、既成市街地内に樹木の多い、自然を持った公園が少なくいふところから、神宮の内苑等も含めまして、昭和二十一年、終戦直後に大きな公園計画がつけられておりまして、具体的には昭和三十一年の十二月に、都市計画として、内苑等も含めまして約百三十六ヘクタール、約四十万坪につきまして公園の決定をいたしております。その後、オリンピック開催等の機運も高まりまして、またNHKが放送センターをつくりたいといふようなことがございまして、大蔵当局、NHKあるいは東京都等が協議されまして、その部分を取り消しまして三十八年の八月に現在の都市公園の計画がきまつたわけでございます。この中で、先ほど来御審議されておられますオリンピックの代々木の選手村につきましては、先ほど国有財産局長からお答えがございましたが、鉄筋コンクリートの宿舎の敷地に当たる部分約十七万坪を除外いたしまして、現在の東京都のほうから関東財務局に対して無償貸し付けの申請をいたしております。聞くところによりますと、四月一日から貸し付けを受ける予定になつておるといふことでございます。この約十七万坪につきましては、現在の皇居の北側の北丸公園、科学博物館や武徳殿がございまして、あれは国営で森林公園にするといふことでございまして、選手村のあとにつきましても、樹木の多い公園、森林公園といつておりますが、それにしたいといふことで、現在東京都の知事が諮問機関であります公園審議会にも諮問されまして、全体の計画を練っておられるところでございます。昨年末にその森林公園につきましては、どういふ設計にするかといふので、都の方針で民間から公募されまして、入選作品等もきまつたようでございます。

この入選作品等も十分考慮しまして、東京都としましては今後約五年ぐらいて、あそこを建物の除去から園路の整備、そのほか整地工事、植樹等をやつていきたいといふふう聞いております。それで、明年度は東京都も現在独立家屋がございまして、除去して整地の準備にとりかかるといふので、約一千万円の公園予算を組んでおられるようでございます。将来は約五年間で約十億ぐらいかつて整備されるというふう聞いております。明年度はそういう建物の撤去、一部整地工事に着手されるというふう聞いております。

それで、先ほどございました青少年の総合センターにつきましては、鉄筋コンクリートの敷地部分でございますが、これ等は効用、用途につきましても相反するものではなくて、総合的に整備されるようにいふことで、その点につきましては私は私どものほうでも十分検討しまして、それに即応したような森林公園にしたいといふふうに考えております。

○長谷川(正)委員 先ほど森林公園それから総合センターになつてくるまでのオリンピック関係懇談会ですか、そういうところにいる検討された経緯のお話があらつたわけですが、組織委員会としてオリンピックが済んだあとの問題については話し合ひをしたことがあるのですか、ないのですか、その点をお伺いします。もしあれば、どういふような審議がなされたのか、あるいはこれは正式には審議はしなかつたけれども、実際にはいろいろこういふ話し合ひがなされたといふようなことなのか、そういう点についてひとつ概略の御説明をいただきたいと思ひます。

○佐藤参考人 選手村の問題につきましては、組織委員会といたしまして、三月三十一日で国にお返しすること従来の方針をとつてまいつております。そのあとのことにつきまして組織委員会では議論があつたかどうかといふお話でございますが、最近の組織委員会の会合の席上におきまして、ちょうどだいたいま議案にのぼつております青少年総合センターのことが出まして、これと、た

だいま御審議になつております国税庁の一部を貸すといふ問題も問題になりました。青少年総合センターといふような方向にされるほうがいいんじゃないかといふような議論が最近の組織委員会でも出たことはございまして、

○山中(吉)委員 関連して二、三質問いたしたいと思ひますが、愛知大臣にまずお聞きいたしたいと思ひます。

この青少年総合センターの運営は私は非常にむずかしいのじゃないかと思ひます。あるいは単なる宿泊施設になつてしまふのではないかと懸念があります。それからほんとうのこの法案の目的のように、青少年の健全なる心身鍛錬に、それに相応した施設の活用といふことについては、単純に考えておつては目的を達する施設にはならない。おとなの利用する場所になつてみたり、単なる宿泊施設になつてみたり、非常にむずかしい問題があると思ひます。これは厳密に総合計画をお示し願つて法案を出すべきだと私は思ひます。いふまでもなく、その点もいふのであります。いまからでもおそくはないので、その具体的な施設をほんとうに目的に沿うように活用できる計画は、法案が通つたあとも、私は文部省としてはこの国会会期中にお出しになる責任があるのじゃないかと思ひます。その点を要望しておきたい。法案は先でもけつこうです。しかしこの問題は、粗雑な計画ならば、おそくあつて社会の非難を受けることは間違いないと思ひます。そこで、ここに大ぜい関係者がおいでになつておると思ひますが、森林公園といふもの、あの施設を有意義に活用するといふ心がまえをこの関係者も十分お持ちにならないと、青少年の心身を鍛錬するとか、健全な育成をするといふようなことも、これはできません。都は、おれはおれのほうでやるのだ、特殊センターはまたかつてにやるのだといふことではどうにもならない、そういうことを考へるので、その点を建設省からも心がまえをお聞きいたしたいし、文部省においてもいま私が申し

上げたことについて、お答えだけはしておいていただきたいと思います。

○愛知国務大臣 全くごもっともな御心配であり、御意見であると思います。この法案は先ほども率直にお願いいたしましたように、いろいろ事務的な関係を含めまして、四月一日にぜひ成立させていただきたいと思いますのでありますけれども、しかしそれと今後長きにわたる運営の方針とはまた別という誤解がございますが、非常に大切な問題でございますから、この法律が制定され、特殊センターが発足いたしましたあとにおきまして、綿密な計画等については十分御説明をいたし、またいろいろと御指導をいただきたい、そういうような気持ちで運営の監督指導に当たってまいりたいと考えております。やはりオリンピック大会が非常な成果があらわれましただけに、この総合センターにつきましても、各方面から非常に期待があると同時に、またなかなか運営がむずかしい、これは覚悟してかかっておるわけでございます。

○井上説明員 森林公園と青少年総合センターとの関係でございますが、前々から総合センターのお話のあることは、東京都から間接に聞く程度でございます。その配置とかあるいは公園の設計をどうマッチさせるかといったような点につきましては、十分に検討はいたしておりますが、でき上がりまず青少年総合センターと都が考えております森林公園とは、その機能におきまして相反するものではない、むしろ調節をとりまして、合理的な運営がされるように希望しております。ただ代々木の森林公園は、青少年の総合センターのためではなくて、都民と申しますか、広く市民の公園であるという見地でございますので、それらの点も考慮しまして、今後公園の整備が進みますにつれて、十分に文部当局あるいは東京都と協議してやっていきたい、このように思います。

○山中(吾)委員 いまのように、森林公園は森林公園の別の目的があるので、目的は相反するもの

ではないという消極的な考えでは、この膨大な施設はおそらく宿泊所になる。その森林公園の環境の中で、青少年をあそこに収容したときに、育成するための事業をどう行なうかという密着した運営でなければ、これはどうにもならないと思う。いまの答弁では、私はそういう答弁だろうと思うから、これはだめだと思っておるので、これは考え直してもらわなければ困る。

それからこれを見ると、利用者は団体だけにしなくてはならない。これは学生、生徒など、学校もあると思う。これはおそろく修学旅行というふうなもの、旅行期というのはいままでについて、全国から同じ時期に一律にやってくる。そして事業の計画が複雑な場合には、結局修学旅行の生徒でも置いてやらなければということになって、だんだんとおそろく先ほど申し上げた目的と相反するものになる。本国会中に一応中間報告でもいいから出していただきたい。これは大臣に要望しておきます。

それから先ほど大蔵省というやりとりをしておる中では、青少年総合センターの目的というものはお互いに確認をして、税務関係の研修に使用するというのはいままでの一時的なものである、やむを得ないものであるという精神が明白にされた。もしそうならば、この全部の施設を総合センターに渡して、研修に必要なとありあえずの場合には、むしろ大蔵省が借りてやる、そうして新しくそういう施設が建てば、いつでもその使用を取りやめるという行き方のほうが正しいのではないか。全部渡しておいて、そうして現在緊急に必要な研修のためには、一定の期間特殊法人と話をしておいて使用許可を受けるくらいは謙虚な気持ちで、大蔵省が頭を切りかえないと、私はあなたの方の答弁と合わないと思うのです。どうですか。

○江守政府委員 御趣旨はよくわかりますが、できまますところの青少年総合センターの業務は、その法律に書いてあるような業務でございます。青少年センターが国税庁にその施設を貸すというふうな仕事をなさることは、青少年センター

の仕事としても適當でない。また国の立場から見ますと、国が直接使う国の建物を、一度青少年センターに渡して、青少年センターから借りるというの、迂遠な話でございます。要は先ほど申しましたように、最初の形はそうでございますが、できるだけ早い機会に向こうに渡すということがございまして。しかもそれは国と国との間の話でございます。決して御心配のないような事態が早い機会に出ることと私どもは考えておる次第でございます。

○山中(吾)委員 局長は誠心誠意やるとお答えになっておるようですが、これはこのくらいにしておきますが、途中で精神が曲がらないように特に要望しておきたと思うのです。

それから大臣に最後に一つお聞きしたいと思うのですが、いま市町村の青年の家、あるいは国立青年の家、その後また最近見えておりますと、実現するかどうか知らないが、国定青年の家、実質は県立青年の家だと思ふのですが、全国的にそういう青少年センターという網ができようであると思うのです。その中でこの青少年総合センターというものが各地域地域の青少年の研究センターが集まって、中央青年の家のような形の中で何かやるといふ構想があつて、総合センターとつけたのではないかとつてに推測しておつた。ところがそうではないようだ。総合というのは、文部省のセクショナルリズムをなくする一つの自戒のためにという程度のお話であつたわけですね。それでは、おそろくいまの全国の青少年の施設の有機的な使い方というもののイメージが出てこないのじゃないか。そのことを私はばちばち考えるべきときであると思うので、そういうことも含んでひとつ検討願ふ必要があると思ふ。ただし、この場合に、青少年の指導精神が誤つておれば、やはり昔の軍国主義とか超国家主義的なものに悪用されていくという危険があるから、この場合にも、こういう青少年スポーツセンターその他のいろいろ最近出てきた施設を総合的にどう運営するかという、新しい民主憲法に沿つた指導精神を明確に出して

だく必要がある。私はその時期だと思ふ。これも要望しておきたいと思うので、そういうことを含んで、この法案を審議する前提として、一番大事なものが振り下げられて、初めてこの法案に対する国会の責任が出てくると思うのですが、一応ここで休憩をすることになっておりますから、私はやめます。柳田さんが来ておりました、関連があるそうですから、私のほうの質問は一応これで打ち切っておきます。

○愛知国務大臣 総合という名前につきましては、先ほどお答えいたし、説明をいたしたとおりでございます。

それからいま青年の家にについてのお尋ねがございましたが、これは御承知のように各ブロックに一つずつ国立青年の家を建てたいということで、既定の方針を立て、かつこれを順次実現をしつつあるわけでございますが、同時に、御承知のように全国的に青年の家というものを希望、期待が非常に大きい。そういう点から申しまして、八ブロックの一つずつの国立青年の家は既定計画どおりやることはもちろんでございますけれども、場合によりまして、たとえば中央青年の家と国立青年の家のちょうど中間くらいの施設ということとを、たとえば二つの県に一つずつくらいの割合で考えることはできぬであらうかということを考えておりますことは、これも事実でございます。しかしその際は、ただいまも御指摘ありましたように、こういったような施設をどういうふうに長きにわたつて運営していくかということについては、もっと真剣に掘り下げて基本方針を考えなければならぬ。これは御指摘のとおりでございますので、そういう点については、いま、よりよい研究を進めておるといふのでありまして、まだ成案として申し上げる段階までには至っておりません。

○柳田委員 関連して大臣にお尋ねしますが、あなたは現在でもオリンピック組織委員会の委員の一人でございますね。私も組織委員会の一人、同じ立場の者ですが、われわれ組織委員会として

は、オリンピックの選手村は三月三十一日までは、組織委員会の責任においてこれを国から組織委員会の手元にゆだねる、こういうふうに理解しておるのですが、それは間違いございませんか。

○愛知国務大臣 そのとおりでございます。

○柳田委員 これは、三月三十一日後はどうなりますか。

○愛知国務大臣 三月三十一日以降は、このままにしておけば一応国の普通財産になるのではなからうかと思ひます。

○柳田委員 そうした場合、国の財産になるという事は、あなた大蔵省の官僚の出身ですが、大蔵省の財産となることは違いますね。そういう管理とか何とかは別にお尋ねしますが、帰属は国に帰するわけですか、その点を。

○愛知国務大臣 国に帰属して大蔵省がその管理をするわけでございます。

○柳田委員 国に帰属してその管理は大蔵省がする。その大蔵省の管理は大蔵省の国有財産局ですか、そこでやる、こういうことですね。それは間違いございませんか。——その前提でお尋ねしますが、あの中に鉄筋の住宅が十何棟あります。その棟の中の一部が三月三十一日を持たずしてすでに大蔵省の国税庁東京何とか支部の宿舍というふうな看板がかかっているのは、これはどういうような経緯であつたか、オリンピック組織委員会の責任者と大蔵省の責任者からそれぞれ聞いてみたい。——私の言うのは、役人を指名して聞いているのではない。現在、三月三十一日以前から借りておる。組織委員会の責任者から聞いてから後に大蔵省、大蔵省が先にいふことはいい。

○佐藤参考人 私からお答えいたします。全部の土地について三月三十一日まで私どものほうで管理することが原則でございますが、大蔵省との契約の内容におきまして、公共の必要がある場合には一部を返還するという条項がございます。関東財務局でございますが、大蔵省方面からお話しがございまして、二月一日並びに二月十五日に一部の建物を返還いたしましたことは事実でございます。

ます。

○柳田委員 そのことは、組織委員会としては、組織委員会事務局が組織委員会の主体ではない。われわれ組織委員会が、愛知さんも含めて組織委員会が議決して、組織委員会としての法的人格の権利義務が發動するのであるが、組織委員会におかけになりましたか。

○佐藤参考人 その点につきましては組織委員会におかけしないでやっております。

○柳田委員 組織委員会にはかつてなければ、法的人格としての権利、義務はそこから出てこない。単なる事務当局の一存にすぎぬ。それは事務局がそう思っただけのことであつて、組織委員会全体にかけて、まだ早い、三月三十一日までは、組織委員会の責任において、次に国から公共の施設にどうどうする場合に、この期限以前でも返すことがあるべしということ、返してよろしいかどうか、引き続きさらにこれは借りるべきであるかどうか、まだ議論しなければならぬ。組織委員会の議決を経なければ、東京オリンピック大会組織委員会としての意思はそこへ出ていないと思うのですが、どうですか。

○佐藤参考人 私ども事務局の見解といたしましては、組織委員会から一定の事項を事務局長並びに事務局に委任されておると思ひまして、その範囲内だと思つてやっております。

○柳田委員 一定の事項は事務局に委任された。それならば、委任された事項をあげてください。法的人格を備えておる以上は、法的人格を備えておるところの財団法人オリンピック東京大会組織委員会は、どの事項とどの事項をあなたに委任されておるか、言ってください。そんなことはあなた方に委任した覚えはない。——時間をとりましてから、そういうような法的解釈はあとにします。

それで、かりに百歩譲つて、組織委員会の議決は経てない、だから、三月三十一日以前に大蔵省の手元へ一応返したとしても——その行為は無効であるかどうかはあとでできますが、かりに無効であろうと、返還した先は、これは大蔵省に返

還したのじゃない、国に返還した、こう解釈しなければならぬ。その管理は大蔵省の国有財産局がやっておるにすぎぬので、かりに違法であらうが、事務局の独断専行の行為であつて、その行為が合法性でなかつたにしろ、それは別問題にして、返還したならば、その返還したのは国のかつてになる。そのことは、大蔵省の管財局が返還を受けたのでなしに、国が返還を受けた、こう解釈するので、その点、大臣どうですか。

○愛知国務大臣 どうも法律的なことは私もよくあれですが、国に普通財産として返還された、そう思ひます。

○柳田委員 しからば聞きますが、その国に返還された建物に、すでに大蔵省国税局関東何とか宿舎というふうな看板が張つてあつて、中にすでに居住しておつて、おむつまで干してあるという事実はどういふふうに理解してよろしいか、大臣からひとつ伺ひたい。

○愛知国務大臣 その点は、私もついさうかりしておりましたが、そういう看板があるとかそういうことは、私、知りませんでした。

○柳田委員 大臣が御存じなければ、ひとつ大蔵省の責任者からその間の経緯を伺ひます。

○江守政府委員 あの財産は、いまお話しのようになことで、国が返還を受けました。国が返還を受けまして、国有財産局がこれを管理、処分するといふことになっております。それで、四月の一日から国税庁の宿舎にするという予定でございました。それで、国税庁に一時使用を許可をいたしました。それに基づきまして、国税庁は内部の改修をいたしました。そして、四月の一日から使用しようといふことでございます。

○柳田委員 一時使用を許可したという事実と、中へすでに居住者が入つておるという事実は、前後してどういふふうになりますか。

○江守政府委員 居住者がいるということは、どうでございますか、四月一日からあそこに収容する予定の人たちがすでに入つておるということでございます。どうですか、どうですか、私実は存じま

せん。おそらくは、あそこを改修をいたしておりますので、改修の関係に必要な人たちが、便宜宿泊している人がいるのではないかと思います。その点、私まだ存じませんので、そういうことではないかと思ひます。

○柳田委員 一時使用するということがおかしいと私は思ひますが、その一時使用の途中でもうすでにそこへ居住して、しかもおむつまで干してある。そうすると、それは国の財産を不法占拠したことになる。これは不法占拠です。家宅侵入罪も成り立ちます。これは一体どういふことですか。

○江守政府委員 国税庁に対して使用承認をいたしておりますので、国税庁はそれを使ういわば権利を持つておるわけでありまして。

○柳田委員 いつから。

○江守政府委員 二月の、組織委員会からお返しをいただきましたからとでございます。

○柳田委員 そうすると、国の所有に帰するものも、管財局ならばかつてにどう使つてもいいのですか。(「おれにも貸せよ」と呼ぶ者あり) かりにこれを——いまそういうふうな不規則発言もありまして、任意のそれぞれ的人格から使いたいというときにどうなりますか。ただ国税庁の判断によつて、たとえば小林某にも坂田某にも、だれにでも貸すといふことになりませんか。

○江守政府委員 国有財産法で許された範囲におきまして、私どもは普通財産の管理、処分をいたしておるわけでございます。国税庁に使用承認するといふことは、国有財産法で許されたことでございますので、それを私どもはいたしておるということでございます。

○柳田委員 国有財産法のどういう規定ですか。

○江守政府委員 第六条の「普通財産は、大蔵大臣が、これを管理し、又は処分しなければならぬ。」といふことでございます。そして、その処分、管理の二態様として国税庁に使用承認をしたといふことであります。

○柳田委員 「管理し、又は処分しなければならぬ。」といふことと、国税庁に貸与したといふこ

とどういうふうに結びつきますか。

○江守政府委員 問題は、あの建物をだれが使うかということについて、その実体的な判断でございしますが、その点につきましては、われわれ事務局当局、並びに大蔵大臣の御判断もあり、かたがた、いまここで御審議をいただいておりますところの青少年総合センターの法律の關係からいって、あの十六棟をどこで使うかということにつきまして、文部大臣、文部省の十分なる御了解を得まして、あの六棟のものは国税庁が使うのだという行政部門の判断に基づいておるものでござい

ます。

○柳田委員 国税庁が使うことと、そしてもうすでにおむつまで干してあるような——任意の某々が使うことと、どこに關係がありますか。

○江守政府委員 国税庁があれを使用いたします目的は、あの六棟の建物を税務職員に宿舎にするということとでございます。税務職員の宿舎にいたしますので、そこに居住いたします方々のいろいろな生活がそこに表現されることはやむを得ないかと思ひます。

○柳田委員 税務職員の宿舎というのは、何月からそこを宿舎にするのですか。

○江守政府委員 すでに使用承認をいたしておりますので、いろいろ修理をいたしまして、使用できるようになりまして、ときにおきまして使用することになります。

○柳田委員 あなた、いま四月一日からと言ったじやないですか、何ですか、あなた、いま……。

○江守政府委員 国税庁の計画で、このたび税講などを卒業いたしました約千二百人の者をあそこに入れて、本格的に使用いたしますのは四月一日からでございます。いろいろな準備行為もございします。すでにでき上がったところもあるのだらうと思ひます。その範囲におきまして入れておったということでございます。

○柳田委員 準備行為というのは、中を塗りかえとか、あるいは雨漏りを修繕するとかというものが準備行為であつて、四月一日から入れると言

が、二月一日か何か知らぬが、もうすでに入つておるといふのは、それは準備行為ですか。それは国の財産をみずから侵したことになるんじやないですか。そんなものは準備行為じやないですよ。冗談じやないですよ。

○江守政府委員 使用承認と申しますことは、その使用承認を受けたものを、その目的に従つて使用してよいということでございます。したがって、部分的にできませんでしたところについて、従来からの職員宿舎として使用するということは、決してこれは不法占拠でもなければ、国税庁として当然の利用のしかたであらうと思ひます。

○柳田委員 あなた、なぜ四月一日と言つたのか。

○江守政府委員 本格的に使用するのが四月一日ということとございまして、四月一日前に全然使わないのだというふうな意味で申し上げたように御理解いただきまして、私の表現の間違ひでございますので、お許し願ひます。

○柳田委員 準備行為として使うのと本格的に使うのと、どこが違うのか。おむつが干してあることが準備行為で使うのであつて、本格的に使うというのはどういふことだ。どこが違うのですか。

○江守政府委員 本格的にと申したのは、大勢の者があそこに入つて使用するという意味で本格的にというふうに入つたのでございします。

○柳田委員 それでは、大蔵省の役人ならばだれが入つてもいいのですか。

○江守政府委員 国税庁の職員でなければ入れません。

○柳田委員 そうなつてくると、大蔵省の国税庁の役人ならだれが入つてもいいのですか。その許可はだれがするのですか。

○江守政府委員 本来の目的は、税務職員を東京の課税事務の充実に緊急的に入れるという目的でございます。その目的に合う限りはそういう人たちが入つていいということとございまして、それがどういふ人たちであるかということ

は、国税庁で御判断をしていただくということ

あらうと思ひます。

○柳田委員 それでは文部省にお尋ねしますが、文部省体育局としては、スポーツ青少年センターは九棟でもいいのですか、それとも十六棟全部ほしいのですか。

○前田政府委員 私どもといたしましては、当初十六棟の申請はいたしましたのですが、最終的な話し合いの結果、この際はとりあえず九棟でございします。しかし、将来において先ほど大臣が御説明になりましたようなふうな、全体を青少年センターにいたしたい、かように考えております。

○柳田委員 そうすると、当初は十六棟要るといふことは、十六棟全部ほしいという意味ですね。そういうふうな理解してよろしいですね。

○前田政府委員 昨年の五月はそういうことで申請をいたしました。

○柳田委員 そうすると、話し合いということとは、これはこういうふうな理解していいのですか。文部省としては十六棟全部ほしいが、途中から大蔵省の国税庁のほうから横やりが入つて、国税庁の職員の宿舎にしなきゃならぬから、お前たち十六棟のうち九棟でしなうしろ、あと六棟はあそこには国税庁の職員を入れるから、そこらでしなうしろ、こういうことが話し合いの内容ですか。どうですか。

○前田政府委員 これは私は間接に聞いておりますが、国税庁だけでなしに、ずいぶん方々からのいろいろなお話しがあつて、最終的にそういうふうになつたと聞いております。

○柳田委員 そうすると、いま文部省の意向はよくわかつてきたのだが、文部省としては十六棟全部ほしいのだ。ところが、最終的に大蔵省も四棟か五棟使つておられるから、大蔵省もほしいという意思表示をしたということも少なくともわかりました。ところが、いまのお話しの内容では、そのほかにもまだあつたということですね。これはそうすると、はしなくもわかつたのは、文部省が全部ほしい、いや文部省には全部はやれぬ、大蔵省も税務官吏のために五、六棟ほしいのだと

大蔵省が言う。大蔵省だけでなくちもほしいのだということをやつた省もあるということがここでおぼろげながらわかつた。しかし、最終的には、何といつても、預かつておるところの、権利を持つてゐる大蔵省が一番力が強かつたから、大蔵省が結局入り込んだ、こういうふうな理解できるところのようですが、委員長、私の理解のしかたは独断だと思ひますか。委員長にお聞きしたい。どうですか、委員長。

○渡海委員長 そのように解釈されますが、国有財産のこととございしますから、決定的には政府のほうにおいて——私は、事の重要性……。

○柳田委員 ぼくの言うのは、ぼくの理解は間違ひかと聞いています。

○渡海委員長 私も同感でございます。

○柳田委員 委員長も同感だ。そうなつてくると、ここであつたのは、文部省は全部スポーツ青少年センターにほしいということとは事実だ。それに横やりを入れているのは大蔵省である。ほかにもほしいということと横やりを入れた。しかし、最終的には大蔵省が管理しており、権限を持つてゐるのだから、それには泣く子も黙つたのだ、こういうことなんですね。これから見ても、明らかに大蔵省の横暴です。専横です。自分たちが管理しているからというので、大蔵省は自分たちの権限を不当に行使したものだと思ふ。もしも、かりにこういうふうな国有財産が大蔵省の管財局の所管するものでなしに、内閣の総理府がかりに所管するものとしたら、大蔵省はこういうふうなスムーズにさつさつと表をはたすような事態ができたと思ひますか。できないでしよう。明らかにこれは権力の乱用ですよ。こういうふうなことをして、青少年のスポーツセンターの発足から大蔵省の権力にじゅうりんされてはたまらぬですよ。いまからでも戻して、この法案を修正して、そうして今度は、スポーツ青少年センターとしてやられてゐるところの区域というものは、やはり文教委員会の良識をもつて当然これは修正されて、しかも、かりにいままでのところは、大蔵省が大蔵省の行政の

範圍においてやつたとするならば、その既往は問
わぬとしても、四月一日からは当然正しいスポー
ツの青少年センターのあり方として発足されるよ
うに、このことだけを私は申し上げておきます。
○渡海委員長 本会議散会後再開することとし、
暫時休憩いたします。

午後一時四十五分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕